

平成30年第3回岩泉町議会定例会  
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月7日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
上下水道課長の発言	6
議案第 1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について	6
議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて	8
議案第 2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)	13
答弁の保留	39
議案第 3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	54
議案第 4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)	56
議案第 5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第2号)	57
閉会の宣告	58
署名	61

平成30年第3回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	平成30年 8月24日					
招 集 の 場 所	岩泉町役場大会議室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年 9月 7日 午前10時00分				
	閉 会	平成30年 9月 7日 午後 2時35分				
出席及び欠席委員  出席13人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○			
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

正副委員長氏名	委員長	林 崎 寛次郎	副委員長	三田地 泰 正
委員会に出席した事務職員	事務局長	菊 地 辰 美	議事係長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委員会日程	別紙委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

# 平成30年第3回岩泉町議会定例会 条例補正予算等審査特別委員会

委員会日程(第1号)

平成30年 9月 7日(金曜日) 午前10時00分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
  - (1) 議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
  - (2) 議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
  - (3) 議案第2号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)
  - (4) 議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  - (5) 議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)
  - (6) 議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
6. 閉 会



---

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

(午前10時00分)

---

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

本委員会の委員長には、6番、林崎竟次郎委員を指名いたします。

林崎竟次郎委員長と委員長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（林崎竟次郎君） おはようございます。ただいまご指名をいただきました林崎竟次郎で

ございます。ふなれではありますが、任を全うすべく全力投球をします。皆様にも町民の暮らしと福祉の向上のために活発な議論をお願いします。

---

◎副委員長の互選

○委員長（林崎竟次郎君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、12番、三田地泰正委員を指名します。

---

◎上下水道課長の発言

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、発言の申し出がありますので、これを許可します。

三田地上下水道課長。

○上下水道課長（三田地 健君） おはようございます。上下水道課です。本年4月から水道施設の災害復旧事業で、盛岡市から派遣ということで来ていただいております大石智久さんですが、9月30日で任期満了となりまして、もとの職場である盛岡市に戻られることになりましたので、ここで報告と本人からの挨拶をさせていただくこととなります。

なお、10月からは別な方に来ていただくことになっていることを申し添えます。

では、挨拶をお願いします。

○上下水道課主任（大石智久君） お世話になっております。上下水道課の大石でございます。私は、盛岡市からの派遣ということで4月から9月までの半年間、役場上下水道課でお世話になっております。

担当業務なのですがすけれども、水道施設の災害復旧工事ということで、私は台風直後から盛岡市からの応援ということで岩泉町さんでお世話になっておりまして、そのときからの強い思い入れというものがありまして、今回半年間そういった思いを糧に仕事に臨むことができたのではないかなと思っております。本当に貴重な体験をさせていただいたなと感謝しております。

また、岩泉町役場の皆さんと過ごす時間というのは、本当に非常に楽しいものでして、楽しい時間を過ごさせていただいたなと思っております。ここでよい関係を築くことができたというのは、今後自分の人生の中で大きな財産になるのではないかなと思っております。そういったことも、岩泉町役場の皆さんを初め町民の皆さん、議会議員の皆様のお力添えがあったからだと思っております。半年間、大変ありがとうございました。

○上下水道課長（三田地 健君） 以上です。どうもありがとうございました。

---

◎議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） おはようございます。それでは、議案第1号 岩泉町国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、7月、危機管理課の設置に伴いまして所要の整備を図るものでございます。

最後のページの新旧対照表をごらん願いたいと存じます。第7条で、協議会の庶務を総務課において処理する部分を危機管理課において処理をするということとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長などから答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようにご協力お願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡単明瞭をお願いします。

会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

暑い方は上着を脱いでください。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。それでは、国民保護協議会条例の関係ですが、このほかに総務課で今まで扱っていた協議会等で、危機管理課に移管するような項目はありますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 例規の部分につきましては、これで100%だと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、坂本委員。



○委員（坂本 昇君） この協議会の部分で、総務課から危機管理課に行く特筆的なことはありますか。総務課で処理していたのと、どうしてもこれが危機管理課に行かなければならないというか、そっちのほうの特筆すべきことがありましたらお知らせください。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） ご存じのとおり総務課で危機管理課が持っていた部分、防災対策室の部分を持っておりましたので、それがそのままスライドするというので、今までと何ら変わらないということでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### ◎議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

○委員長（林崎竟次郎君） 次に、議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第17号 権利の放棄に関し議決を求めることについてをこれまでの経過を含めご説明申し上げます。

この権利の放棄につきましては、しいたけ主産地形成促進事業費補助金を交付していた相手方におきまして、破産法の規定に基づく免責が盛岡地方裁判所宮古支部より平成29年4月27日付

で決定されたことから、権利を放棄しようとするものでありますが、平成 29 年 4 月 27 日の免責決定後、直ちに権利放棄の議案を提案しなかったのは、同じく権利を有し、その回収においても情報を共有していた株式会社岩泉きのこ産業が債権放棄の処分を会計年度翌年の株主総会において説明し、承認がされた後でなければ町は債権を放棄すべきではないとの判断によるものでございます。このことから、本年 5 月の株主総会后となります本議会の提案となったものでございます。

続いて、これまでの経過についてご説明させていただきます。町では、平成 16 年度から平成 23 年度において菌床シイタケ栽培による定住化を図るため、同補助金を交付しながらシイタケの主産地化を推進すべく I J U ターン者 6 名、町民 3 名の合計 9 名の方が補助金を活用して栽培施設整備を行い、新規に菌床シイタケ栽培を始めました。平成 18 年の菌床シイタケの発生不良の問題に端を発した債務の拡大により、やむなく事業の継続を諦める生産者が生じることとなりました。

町のしいたけ主産地形成促進事業費補助金交付要綱では、正当な理由によることなく事業着手後 5 年以内に事業を休止し、または廃止した場合においては、補助金交付の決定の取り消しができると規定しているところであり、これに該当する生産者 2 名に対し、町では平成 22 年度においてしいたけ主産地形成促進事業費補助金の一部返還を請求していたものでございます。この 2 名のうち 1 名は支払いに応じ、完納しておりますが、今般の相手方については破産による免責が決定されるまで支払いに応じてもらえなかったものでございます。

以上が債権放棄に関する説明となります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、補足事項の説明をさせていただきます。補足事項といたしまして、岩泉きのこ産業の債権に関する状況についてもご説明させていただきます。岩泉きのこ産業においても、同様に新規に栽培を始めた生産者への菌床ほだ代金の債権を持っております。4 名でありました対象者は、今回の相手方を含めまして破産法の免責が決定した 2 名が岩泉きのこ産業の 29 年度会計において貸し倒れ損失処理がされましたので、現在残りの 2 名となっております。貸倒引当金へ 2,529 万円を計上し、引き続き分納による回収を継続しておりますことを補足説明させていただきます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） こまいことでありますけれども、今詳細に説明がありましたので、これでわかるわけではありますが、この補助金、しいたけ主産地形成促進事業費、これは県費は入っていないのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおり県費のほうは入ってございません。町の単独費ということになっています。

○委員長（林崎竟次郎君） 畠山委員。

○委員（畠山和英君） あと、きのこ産業のほうの債権についても説明がありました。4名ほどあって、2名が今この人を含めて終わっているということでありまして、そのほかの2名の方が今2,500万円余の金額の債権を返しているということでありまして、順調に分納と申しませうか、返還しているのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐々木総括室長、答弁。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 残り2名の売掛金をお持ちの2人でございますけれども、きのこ産業のほうでその方たちと面談をいたしまして、毎年、あとは毎月という形で分納をしているところでございます。今のところは、滞納等なく順調に返済をしているところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この菌床シイタケの主産地形成ということで、町主導型で公募をして町の定住化の一環ということで進めたわけですが、残念ながらきょうの議案のような結果で、当初の目的が達成できなかつたと。私からいえば、まさにシイタケ主産地形成の定住化の失敗ではなかろうかというふうに今思うわけでございますが、このような事態に至った大きな原因は何だと町は考えておるのか、お考えをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 本件の関係につきましては、これまでも議会のほうには随時説明をしてきたところでございます。現在のところ、私もこれまでのことにつきましていろいろ

総括しますと、今回の債権の放棄に至った後は、Uターン者、定住ができなかったことにつきましては、そのとおりの結果と私も受けとめてございます。キノコ栽培による定住を目的としたわけでございますけれども、大きな原因となったのは平成19年の発生不良が一番大きい問題ではなかったのかなというふうに感じているところではございますが、その後におきまして栽培できるような環境にもなったということで、町といたしましても継続的な栽培に向けて努力してきたところでございますけれども、何分菌床のほどの経費等が大きな生産原価でございますので、経営される皆さんにおいてはそちらのほうの負担がかなり大きかったのかなというふうに感じてございます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 確かにご案内のように菌床の発生不良で、大問題で裁判、訴訟までも行ったような経過があるわけですが、こういうことを踏まえてきのこ産業の幹部と話をした中で、まだまだ菌床の需要はあって、いわゆる生産量が足りないというような話も聞いた中で、改めて本当に主産地化を目指す意味で、再度こういう主産地形成で公募を募ってやる気があるのかなのか、それとも今やられているきのこ産業、そしてまた町の森林組合がやられておるような状態で進めるのか、その見通しについてお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

ご質問の内容でございますけれども、継続してシイタケの産地としての地位の確立については、岩泉きのこ産業の栽培事業を当課でも支援しながら、相互に取り組んでまいりたいと思っているところでございますが、新たな新規就業による栽培につきましては、現在のところ考えてはおりません。当面はきのこ産業様の経営改善等をまず進めていくべきものというふうに認識してございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） まず、この事業は町のほうで誘致というような格好でやったわけなのですが、それで始める前に着手から5年に満たない場合は、この補助金は返さなければならないと。実際に着手するとき、既にこの方にこの旨も通知していたのかどうか、そこら辺をご答弁お願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 補助金を交付する際に、補助金の交付契約書を締結いたします。

その契約書の内容にこういった旨の条項がございますので、双方その内容を確認しながら契約と  
いうことを踏んでおりますので、そういうふうに私どもは認識してございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 契約書、重要な点は、これは説明しなければならないと思います。とい  
うことは、これからも入ってくるわけなのですが、いろいろ貸し付けに関しては、我々も漁業関  
係でも補助金等ではかなり痛みをこうむっております。ですから、この契約書の中には盛り込ま  
れているというのは、そのとおりでございます。これは、契約者が読むのはみんな全部同じでご  
ざいますけれども、そこら辺のあれをしっかりと、またあとはそれに関して、補助金とかこういう  
トラブルが発生した場合に何か裏づけをとっておかないと、きのうもやった住宅の関係であれば、  
今は保証人というのはなかなかなくて、団信保険というような格好で金を払ってバックアップ  
を受けるわけですが、そういうふうな格好の裏を何かやっていないと、これからはこういうの  
が出てくる可能性があるのではないかなと心配いたしますが、その点のお考えをご答弁願いま  
す。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 答弁させていただきます。

補助金等の今のご質問につきましては、当課の関係のみならず、全庁的な内容かなというふう  
に思われますので、内部で検討の上、対応する形になるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 定住化について、政策推進課長から答弁ありますか。

○政策推進課長（三浦英二君） 特にありません。

○委員長（林崎竟次郎君） わかりました。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 2 号 平成 30 年度岩泉町一般会計補正予算（第 2 号）

○委員長（林崎竟次郎君） 次に、議案第 2 号 平成 30 年度岩泉町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第 2 号 平成 30 年度岩泉町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、台風災害関連予算、また緊急的に必要な予算を計上させていただいたところでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明をさせていただきます。11 ページをお開き願います。2 款 1 項 1 目 25 節の積立金で財政調整基金積立金 2 億 3,300 万 3,000 円を計上させていただいております。これは、ルール分としまして前年繰越金の 2 分の 1、4 億 6,600 万 5,000 円の 2 分の 1 を計上させていただいたものでございます。さらに、公共施設等整備基金積立金 2 億 9,678 万 1,000 円につきましては調整額でございます。

その下、一番下でございますけれども、11 目の 13 節委託料で安家地区複合施設設計委託料を 5,402 万 6,000 円計上させていただいております。これは、台風で被災をした安家支所等の設計をするものでございます。

次に、13 ページをお願いいたします。4 款 1 項 6 目環境衛生費の 19 節で飲料水個人施設災害復旧補助金 1,260 万円を計上させていただいております。これは、台風で被災した飲料施設 7 件分でございます。

次に、14 ページ、次のページをお開き願います。7 款 2 項 2 目道路維持費で 19 節に生活道整

備事業補助金 3,255 万 5,000 円を計上させていただいておりますけれども、これは生活橋 9 橋分を見込んでいるところでございます。

3 目道路新設改良費では、安家川河川災害復旧等関連緊急事業負担金 5,280 万円を計上させていただいておりますが、これは一昨日の全員協議会でも説明をさせていただきましたけれども、橋梁を拡幅する部分の負担金でございます。

それでは、歳入をお願いいたします。9 ページにお戻り願います。18 款 1 項 1 目の繰越金で前年度繰越金 4 億 6,600 万 3,000 円を計上させていただいております。

その下、一番下の欄ですけれども、19 款 4 項 4 目雑入でございますけれども、公共建物共済金等 5 億 2,582 万 7,000 円、これは乳業の保険金の歳入でございます。

次に、4 ページにお戻りを願います。第 2 表で、債務負担行為の補正をお願いしております。変更で、補正後、期間としまして 44 年度まで延長で、融資総額を 3,500 万円にかえるものでございます。

次のページの第 3 表でございますが、地方債補正でございます。補正後の限度額を 16 億 4,670 万とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、慣例により歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

11 ページをお開きください。これから質疑を行います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、質疑はありませんか。

2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） こまいことでありますけれども、ちょっとこの内容わからないところがありますので、ご説明していただければと思います。

まず、負担金が交付金にかわっているがための今回の補正でありますけれども、ちょっと勉強不足で済みません。これは何のためにかえているのか。

それから、社会保障・税番号制度、このシステムを、国のシステムかと思えますけれども、この内容、なぜ町が交付金を支払うのか、これについてお願いします。

- 委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。
- 総務課長（應家義政君） 小成室長。
- 委員長（林崎竟次郎君） 小成室長、お願いします。
- 行政情報室長（小成 健君） お答えします。

本件の社会保障・税番号制度システム利用についてですけれども、この社会保障・税番号制度システム利用交付金ですけれども、番号制度の対応システム構築のうち、個別の自治体で整備することが難しい規模のシステムを全体として一括構築したほうが効率的である部分について、地方公共団体情報システム機構という国の外郭団体が一括で構築しております。係る費用について、毎年の維持費用は参加団体が負担金として毎年納めているのですけれども、これについて負担金で予算措置しておりましたが、今年度の利用分から交付金で請求するという通知がありましたので、今回補正予算で組み替えているものであります。この係る財源については、全額国庫で交付税措置されているということになっております。これは番号制度の個人番号のやりとりをするシステムなのですけれども、一応これを利用することによって、各自治体間のデータのやりとりを岩泉町も一緒にやれるというような仕組みになっているものでございます。

以上です。

- 委員長（林崎竟次郎君） 畠山委員。
- 委員（畠山和英君） この番号制度で、国の事務というか、国でやるもののうちで、地方自治体のやる事業があるので、ちょっとくどくなって済みません。その分があるので、交付金として町が出すということ。済みません。再確認です。
- 委員長（林崎竟次郎君） 小成室長。
- 行政情報室長（小成 健君） 基本的に、この番号制度の仕組みなのですけれども、各自治体がそれぞれ運用してくださいねという法になっておりますけれども、実際この制度を見ていけば、各個別の自治体でその制度を構築するのも不可能なような仕組みになっていまして、結果総務省の外郭団体が一括でやって、国は各自治体がやれよと言っているのです、そこに対して交付税措置して予算を措置して、各自治体が運営団体に利用料を払うというような仕組みになっているものであります。



○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 利用者負担があつて、交付金がなくなつたと。早い話が、いわゆる背番号制度だか、利用者が私はなかつたのかなというふうに理解しているのですが、実際はあるわけ。その内容について。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 今委員のお話の中で、背番号制というご発言もありましたけれども、いずれ個人番号でございます。これは国のほうで制度としてやるということで、我々にもう既に番号が付されておりますので、表立った目立った利用というのは目に見えない部分もあるわけでございますけれども、例えば株式の分ですとか、あるいは私たちが住民票なり、戸籍謄本なりなんなりをとるときには、こういった個人番号、これが義務的に提示をしなければならないというようなこともございますので、これは実質的に制度として国のほうでは既に運用をされておられ、我々もそれに伴つてこの制度は活用していかなければならないというような状況でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それで、実際このいわゆる背番号制度、利用の状況はどうなのかと。ただ考えれば、なかつたのではなからうかというふうに私は見たのですが、あるのかないのか、その中身について説明をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） 町民課は、個人番号というかマイナンバーカード、その発行状況の担当をしているものですけれども、それについては、ちょっと今正確な数値は把握しておりませんが、写真つきのマイナンバー発行している状況がございます。

あと、マイナンバーを活用して他市町村の税情報とか、その辺のやりとりも実際やっていると同つてございますので、活用はされているかと思つております。

○委員長（林崎竟次郎君） 三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 実際は、聞けば利用されているわけだ。そして、ここの利用者負担というのがゼロということは、誰かが負担しているわけ。使つたらば、当たり前交付金を受けたらいいのではないかというような感じが私はするわけだが、その仕組みわからないので、あつたらあつたで、おかしいのではないかなというような、私は今単純に考えて、もう一回説明をお願い

します。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） これは、このシステムを各自治体が利用しているという利用者負担で、これも国の取り決めの中で、こういった格好で国の外郭団体に各市町村では出してください。さらに、国のほうでは特別交付税措置で裏はつけますよということでの仕組みの話でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3目財政管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。6目企画費。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 企画費の15節でお聞きします。

工事請負費ですが、安家日蔭先行取得用地残存建物等解体撤去工事ですが、その残存建物という意味はわかるのですが、これは場所はどこで、どの周辺を解体するのかお聞きします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この15節の安家日蔭先行取得用地残存建物等解体撤去工事につきましてですが、これは今の支所の上流部、日蔭のほうの上流部になります。これは先行しまして、複合施設であったり、そういう関係で取得した用地なのですけれども、その部分にある建物、古い建物が上流側でございますけれども、その部分を先行して取得しているのですが、県のほうで河川改修等で使用するというので、補償物件として、これは補償費の歳入が入ってくる分でございます。その分を町のほうで古い建物を解体して更地にした上で、県のほうから補償費が入ってくるということで、その解体撤去については町のほうがしなければならないので、それについての歳出ということになります。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番。

○委員（合砂丈司君） これは、河川改修だけではなくて、これから計画している安家地区の複合施設の部分にも入る用地ですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この用地を取得した中で、県の河川改修に係る分も

ございますが、残地が約1,500平米ぐらい残る予定になっております。その土地につきましては、町の今度できる複合施設用地として活用するという予定になっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。10目諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで新規事業の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、新規事業等の概要を説明させていただきます。

1ページをお開き願います。2款1項11目でございます。事業名が安家地区複合施設整備事業でございます。実施主体は岩泉町。目的としましては、安家川河川改修に伴い、移転が必要になりました安家支所等町有施設について、機能を集約し、あわせて防災面等の機能を備えた複合施設として移転整備をするというものでございまして、今回の補正は設計委託料でございますけれども、施設の概要としましては安家支所庁舎、消防屯所、診療所、集会施設、備蓄倉庫、トイレ、ロビー等でございます。床面積は約900平方メートル、構造は木造の平家建てを予定してございます。

スケジュール感としましては、本年度設計をいたしまして、来年度に既存施設の解体工事、それから複合施設の整備工事を実施したいと考えてございます。

工事費、概算額でございますけれども、建築、造成、解体含めまして5億6,000万円ほどと見込んでございます。先ほど申し上げましたけれども、今年度は設計委託料として5,402万6,000円を見込むものでございます。

事業費の内訳でございますけれども、財源は地方債2,960万円、一般財源で2,443万6,000円を予定してございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

11目安家地区複合施設整備事業費に入ります。質疑はありますか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ここまで持ってきていただいたのは、個人的にはスピードとして非常に感心しております。ご苦労さまでございました。

それで、この中でぜひとも考え方をお聞きしておきたいのは、今度の河川改修で安家にあるある商店が立ち退きになります。それで、これからの人口推移等を考えると、新たに店をつくって営業していくことは非常に厳しいものがあるのではなかろうかという思いを持っております。それで、小本の駅舎のような形で、今度の複合施設の整備計画の中にテナント用としてのスペースを盛り込むべきではないかと思うのですが、その考え方についてどのように思われますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 安家の店舗につきましては、現在も用地交渉とか、現地に入る中で、そういった話も、移転について伺ってございます。現在独自で店舗を展開するというようなお話も聞いてございます。個人でございますので、どこまで行政がかかわれるのかということも含めて、これから設計の段階で地域にも入っていきますので、その辺も含めて、できるかできないかも含めて、今後調査研究をしてみたいなと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 野館委員。

○委員（野館泰喜君） あくまでも個人に提供するということはできないと思いますので、小本の駅舎のような方式で入れることは多分可能だと思います。それとあわせて、安家の産直施設をこの複合施設と絡めた中でどのようにお考えなのか。全く複合施設とかけ離して考えるよりも、むしろ関連させていったほうがこれからの人口減少等を考えると有効ではなかろうかという思いで質問いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 産直施設に関しましては、関係課でも再三にわたり協議をいたしました。どの場所がいいのか、そして産直施設ですから、とにかく人が集まる場所という視点もございます。物理的な部分でいけば、現在のスペースで産直施設を入れるのは厳しいのではないかなと、そういう認識をしております。

また、通りからは離れる位置でございますので、産直施設と言いながらも、本当に地元がターゲットになってしまうような部分もございますので、今の時点では産直と複合施設は分けて考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 今の質問の関連ですが、さっき新規事業の説明ありました。アからカまで、5億6,000万円、かなりの金額だと思っています。それで、構造は木造平家建てとなっております

すが、例えば消防屯所も入ると。一部でも2階建てでも計画すべきではなかったかと思うのですが、例えば消防団員の方が仮眠とか休む場所とか、そういうのも2階とか、そういうところにあってもよかったのではないかと思うのですが、その辺の検討はなされたのかどうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家課長。

○総務課長（應家義政君） 先ほど説明をいたしました木造平家建てというのは、基本的な考え方としてそういった部分をご説明をさせていただきました。一部2階建て等々につきましては、ここは防災拠点施設も兼ねるといような形もありますので、どういった形がいいのか、それは今後詰めてまいりたいと考えてございます。

ただ、基本的には高齢化が進んでいるという視点もございまして、まずは木造の平家建てという方向で進んでいきたいと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 先ほど産直施設の関連もありましたけれども、前にも産直施設、今は流されてなくなったのだけれども、やっぱり住民の意見ももうちょっと考えて、利便性を考えて、つくっていただきたいと思います。特に高齢化していますと、バスで来て、待合室がなかったり、そういうこともあります。そういうことも住民の皆さんの意見を特に聞いてつくっていただきたいと思います。それについて、答弁ありましたらお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 設計も基本的な部分も、あらあらの部分ができましたらば、地域に入りましていろいろご意見をお聞きしながら、この施設はつくってまいりたいと考えております。その中でも、やはり利便性というのは重要な部分であると考えてございますので、その辺も含め、住民と意見を交換しながら、よりよい施設をつくってまいりたいと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 施設の概要から見ると、本当に安家で、言ってみれば最後の大工事だという印象を受けております。そこで、何といたっても歴史的にも古い安家で、これから人も減っていくと、そういう状況の中で、ぜひともこの設計に思い切りこだわっていただきたいという強い要望をしておきたいと思います。本当にこの安家にふさわしい、そしてまた外から来た人が「ほう」という声を出せるような、そのぐらいまでにこだわった建築をするべきだと思います。実は、町長の地元でございまして。中居町長のシンボリックな建築を期待いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望でいいですか。

○委員（野館泰喜君） 要望でいいです。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 同僚委員が産直のことも話しておりますが、私も同様にロビーなりなりに、いわゆる買い物難民を防いでいったりするためには、あるいは小袋の種を畑にまいて、余った分を野菜だけでも販売する台を設けてあげて、幾らかでも生きがい対策、そしてその消費のためにもつくれなくなった人はそこから買えばいいというようなことを構築していく必要があるのではないかと。外からだけのお客さんが産直ではではないと。当然地元に住んでいる人たちもつくれる人もいれば、つけれない人もいます。その対応も、これからは視点に入れて考えなければいけないと。もしその公共施設の中でやれないのであれば、例えば郵便局のほうにそういうことを行政として働きかけることも可能だろうし、あるいは個人商店が再開するのであれば、インスタで、そこに皆さんが持ち込んで、お互いに交流をするというような場を絶対これからはつくっていかなければ、交流の場がなくなってしまって、非常にそれこそ孤独のままで、1日誰とも話をしないというようなことにもなりかねませんから、そういう視点でもこの複合施設が有効に使えるような仕組みをぜひつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 委員ご指摘のとおり、まさに複合施設は人が集まる場所ということで、安家地区の中心的な建物を考えてございます。災害時も考えまして、ロビー等につきましても広目に設計をしたいなということで考えてございます。ですので、運用の中でそういった形ができるのかできないのか。できる方向で前向きに進めていきたいなと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この複合施設は、概略設計のようですが、いわゆる備品は含まれてないように見るわけですが、防災面を強調している建物であれば、今あらゆるところで災害が起きているわけですが、停電の際の自家発電ぐらいは、やはり当初設計から私は頭に置いて、設置場所から何から、後から変更するのではなくて、そういう場所も確保しながら、もう当初の設計から、私は考えるべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 委員ご指摘のとおり、防災施設ということで、やはり電源必要でござ

います。この工事費の中には、それも見込みながら考えてございます。表現的にはございませんけれども、入れての金額ということでお願いをいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） やっぱり大事なことはちゃんと書いたほうがいいと思います。

それから、この施設にはないわけですが、今委員のほうから産直のことまで話があったのですが、いろいろな思いがあって皆さんが発言していると思うのですが、産直施設の商品なりメニューは、確かにこの地元の皆さんの声を聞いてやるべきだと思うのですが、場所についてはやっぱり利用者の利便性を考えて、そういう配慮が私は必要だと思うのです。前につくるときも、私は岩久線の国道沿いがいいのではないかというような話もしたのですが、やはり何とかこの引込みというか、入っていけばいくほどなかなか客も寄りづらいような感じがするのです。2回言いますが、商品なりメニューは地元の声を聞くのは、これは当たり前。そして、場所はやっぱり利用者の利便性です。私はそれが大事だと思うので、これにはないのですが、今話が出たついでに言わせてもらいますが、頭に置きながら担当課では検討していただきたい。よろしく願います。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望ですね。

○委員（三田地泰正君） はい。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 設計委託料と旅費と一緒に、旅費は1万円でございます。この設計委託先というのは、大体決まっているのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 決まっておりません。これから入札等々で。よろしく願います。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 思い出しますと、ことしの朝日新聞、正月、1月1日から5日まででしたか、本当の幸福、幸せは何かということで、被災した安家地区のことを取り上げていました。ですから、本当に期待される、全国的にもこれからのみんなのこういう過疎地の希望となるような施設になるはずですので、設計先等も十分考え、住民の意見も取り入れて、革新的なというか、本当に幸福度を高めるようなすばらしい建物をつくっていただきたいと思います。要望としてお伝えします。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望です。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 本当にこの地区の複合施設に期待する議員を初め地元の声は大きいと思いますので、よろしくお願いします。

これにさらにつけ加えるようで大変恐縮なのですが、安家地区はどうしても大雪、それに伴う停電というのが伴う施設であります。ですので、先ほど1,500平方メートルの残地があるかなという説明もありましたが、除雪の格納庫的なものを一つ整備しておいて、地元の人たちに安心が与えられるようなことはどうなのかなと思って伺いをしますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現状で、安家地区には除雪機械の格納庫が旧中学校のところに整備されております。こちらのほうに大型除雪機等は格納したりしております。もしかすれば、この小型除雪機というか、ハンド式とか、さまざまございますので、そういった除雪に対してもいろいろ考慮しながら考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3目老人福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 4目国民年金費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3款民生費、2項児童福祉費、ここで新規事業の説明を求



めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、新規事業の概要説明をいたしますので、2ページをお開き願います。

3款2項1目13節の委託料になります。事業名は、子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査事業になります。事業の目的といたしましては、平成32年度を始期とする次期岩泉町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、就学前児童の保護者及び小学生の保護者へのニーズ調査を実施し、次期計画策定に資するものでございます。

事業の内容といたしましては、就学前児童の保護者約400件、小学生の保護者約400件のニーズ調査を実施する予定でございます。

業務内容といたしまして、現状分析、課題整理、ニーズ調査の実施分析といたしまして調査票の企画設計、調査票の発送、回収、データの集計、分析、調査報告書の作成につきましては、調査報告書、紙ベース、また各種データを収録したCD-Rを成果品として納品していただくという予定でございます。

事業費といたしましては253万9,000円、これの裏づけ予算として交付税措置が30年度にされている旨の通知を受けております。

なお、この時期になりましたことにつきましては、他の沿岸の市町村も聞き取りいたしましたところですが、7月26日の担当者会議と県からの通知等の時期がずれ込んでしまいまして、今現在からその事業、ニーズ調査を発しなければならぬということ、また短期間で3月の末までにこの調査を完成させ、県の計画のほうへ反映させるという内容であるということと短期間となること、あとは調査の精度の向上を図っていきたいというふうなことで、今回の9月補正に予算計上させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

1目児童福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1目の今の新規事業の説明でありますので、これについてお伺いします。

ここのニーズ調査をした場合に、これの分析まではしているようですが、これをどのように反

映するかというところまでのアイデアというか、その企画力の分をこの相手方からいただくというわけにはいかないのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） もちろんニーズ調査の成果につきましては、専門的分野で意見をいただくことを目的としておりますし、この調査票の内容につきましても重点的には小さい子供のほうを重点としておりますけれども、その件については政策推進課、教育委員会等を初めとした関係課と調査票の内容、設問内容等を検討しまして、その上で調査票を作成して調査を開始するという事とする予定でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひアンケートをとっただけではなくて、それが反映されるようにご期待を申し上げます。

そこで、アンケート先ですが、就学前の方400件、現在の小学生が400件、実は中学生なり高校生なりを持っている、そのときにこういう制度があったらとか、こうであったら子育てをしやすかったという経験をお持ちの方にもアンケートをいただいたほうがいいのではないかとこの考えがあるのですが、そこまでは及ばさないのかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今後の計画につきましては、国からの通知を受けまして、国の内容をまず具備しなければならない計画となっております。そういったところで、就学前の児童とか小学生にちょっと限定をさせていただきましたけれども、調査票の内容のほうで、例えば中学生をお持ちの方とか、高校生をお持ちの方についての質問もできるかと思えます。その辺の中身については、今後検討させていただきたいと思えます。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今の答弁で気になるのですが、それをやるとぶれが生じませんか。そもそも目的は、子ども・子育て支援事業計画のニーズを調べるための調査費なはずで。したがって、例えば私の年代になって、私の時代こうだったから、こういう要望があるというふうに広げてしまうと、当然この予算額は変わってくるものと思えます。あくまでも就学前児童が400件、800件に対しての予算であるはずなのです。ですから、きちっとした答弁をいただきたいと思えます。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

調査対象につきましては、やはり就学前児童の保護者の方、そして小学生の保護者ということで、前回の調査からすれば150件の調査で計画を策定したところでございます。今回については、そういったことでボリュームを上げて、より精度の高いものにしたいというふうな考えでございます。

また、今の中学生以降、あと大人の方といいますか、その分については、これは一般的なことのほうになりますので、当課としてはその点については、大変申しわけございませんけれども、今回の調査の中身には入らないということでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私が質問したのは、現在の中学生か高校生程度でした。13番委員が言うように、私らの年代というふうに、多分その当時の教育環境も、そういうのも違っているところまでさかのぼっては、13番委員が言うように相当ぶれが来ると思いますが、今の小学生なり就学前は、目の前のことで多分いっぱいかなと。それが中学生のことになってみたり、高校生の親になってみると、少し余裕が出て、あのときこうであればというのがあったために、13番委員が言うように内容がぶれなくて、子育て支援に役立つような形での調査になっていただければという願いでございますので、これは一つ、決めるのはこの趣旨に合った皆さんのほうでしょうけれども、私の質問の趣旨はそういうことだったというところをご理解をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 子育て支援事業計画の策定なわけだが、400件、400件、うたっているわけだ、アンケートの調査対象が。これは、私はダブっている方もあるかと思うのです。もう少し精査をして、恐らく以内でおさまると思うのです。もう既に小学校の生徒がいながら、就学前の子供がいる家庭もあると思うのです。そこへダブって出す必要はないと思うのですが、もう少し精査してやるべきだと思うのです。

それから、私は子育て支援事業という名のもとでは、今の話があったように、何も中学校なり高校なりのこと、子供を持てばどこの親も頑張るのですよ、子供のために。そういう意味で、むしろ少子化対策の一環でもあると思うのですが、未婚者の方々に、岩泉町は子供を持てばこれこれの支援事業がありますよというのを前面に出して、何とか成婚させるような、子供を持った人

私たちはみんな頑張るのですよ、子供のためには。恐らくそうだと思うのです。それから、町もそれなりにさまざまな支援をしているわけだ。やっぱり未婚の方々に夢を持たせて、そして家庭を持たせるような、子育て支援のそういう発想で私は進むべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

先ほど私のほうから、就学前、この調査につきましては国からの調査の中身を受けまして、それを網羅しなければならないというふうなところがまず起点でございまして、それにプラスアルファで小学生のほうも今回は充実させて調査をするということでございます。今お話のありました未婚者というふうなことになりますと、成人の方への調査というふうな内容であるかと思いますので、保健福祉課としては児童福祉という立場からはちょっとその点については調査をするということではできないといえますか、しないということ考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 担当課長が答弁できないのであれば、せっかく町長以下副町長もおるので、ひとつご見解を代表してお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎副町長。

○副町長（山崎重信君） この子ども・子育て支援事業計画の策定に関しましては、今回補正予算でご提案したのはニーズ調査の部分でございまして、ニーズ調査については今担当課長が答弁したとおりの内容で進めるわけですが、計画の策定に当たっては、子育て支援という部分は、当然小学生、未就学児に対する施策をどうするかという部分がメインにはなりますが、考え方としては、いかに町に住んでいただいて安心して子育てをしていただくか、そういった定住化の部分ですとか、そういったトータルの視点というのが必要になってくるものというふうに考えてございますので、今委員のご指摘の部分も含めて総合的な視点で最終的な計画をつくり上げてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。7目健康増進費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 席がえをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 済みません。席がえをお願いします。

ここで農林水産課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林水産課より、岩泉きこ産業の役員体制について変更がございましたので、ご報告させていただきます。

岩泉きこ産業役員体制について、代表取締役、佐藤吉晴氏が平成30年8月10日をもって退任され、これに伴い取締役社長に末村祐子取締役が、代表取締役副社長に中村和弘副社長が就任する旨報告があったことをご報告申し上げます。

退任の理由につきましては、平成29年になります前期及び今期7月の業績不振への最高責任者としてのご責任を感じられ、辞意を示されたと伺っております。

以上でご報告を終わります。

引き続きもう一件ご報告がございます。資料配付をしたいと存じますので、委員長、許可をよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 配付してください。

〔資料配付〕

○農林水産課長（佐々木修二君） お配りいたしました資料は、家畜診療所の開設についてでございます。

本件につきましては、本年6月定例議会において診療所開設のための町有施設改修予算をお認めいただき、早速工事に着手し、予定どおり完了する見込みがあることから、岩手県農業共済組合が本年10月1日から下閉伊北部出張所として開所することとなりました。診療体制等、岩手県農業共済組合より情報を入手しましたので、ご説明をさせていただきます。

設置されます岩手沿岸基幹家畜診療所宮古家畜診療所下閉伊北部出張所のその体制は、常勤獣医師2名、事務員1名となっております。診療の受付時間でございますけれども、資料のとおり

夜間の対応、完全閉所となる期日等を掲載しておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

設置場所についてでございますが、設置場所は小本地区となります。その関係で、小川、大川、安家方面の診療には遠い位置関係になりますが、常勤獣医師1名、2名のうち1名は葛巻家畜診療所からの通勤と、毎日通勤というふうに伺っておりますので、診療往診の関係も、地域分担しながら可能になるかなというふうに思われます。

畜産農家への開所の周知についてでございますが、岩手県農業共済組合さんのほうで、今月農家の皆様へご案内を送付するということになっております。

施設につきましては、町行政財産使用許可により有償で貸し付けすることで事務を現在取り進めております。

なお、小本の診療所の開設に伴い、岩手県農業共済組合が天間のほうに設置しております家畜診療施設でございますけれども、使用がされなくなりますことから、その他利用の用途がないこととなれば、解体する方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

長年の課題となっておりました獣医師の確保につきましては、実現に至ったことを大変安心しております。また、議員の皆様初め関係各位のご尽力のたまものと感謝申し上げます。

以上で説明を終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、質疑はありませんか。

〔今の診療所の関係で質問認めてもらいたいと思う〕という人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） わかりました。診療所の関係です。

○委員（三田地泰正君） この資料の関係について。おかげさまでというか、常勤の獣医師、長年の懸案が解決したということで、ありがたいわけですが、そこで従来岩泉の獣医さんが4名か、共済の嘱託獣医ということで今までやられてきたのですが、その方々のこれからのあり方というか、誰かやめるといような話もあるのだが、そこら辺の4人の今の嘱託獣医のこれからの見通しについて、知っていればお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

現在のところ、当課に入っている情報を申し上げますと、4名のうち1名、浜田動物病院の獣医師さんが今回9月いっぱいをもって開業をやめるということで伺ってございますが、そのほかの3名についてはこれまでどおりの診療というふうにご伺ってございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君）　ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　新規事業概要書の3ページをお開き願います。産地パワーアップ事業についてご説明いたします。

この事業の目的は、事業実施主体においてニンジン収穫機械を導入し、労働力の軽減と収穫作業の効率化を図るため、共同利用していく機械導入に対して支援するものです。

事業実施主体については、本年設立された4名の農家で組織されております野菜天国おもととなります。

町補助金は、税抜き事業費の2分の1を補助するものでございます。なお、財源につきましては国庫補助金で全額が充当されるものでございます。

事業実施主体のニンジン栽培計画につきましては、現在1名の方が2反歩ほどの栽培をしておりますが、本事業を導入いたしまして3年後に4名で3ヘクタールの規模拡大の栽培となるよう計画しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君）　説明が終わりました。

3目農業振興費に入ります。質疑はありませんか。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君）　この補助事業ですけれども、この機械の2分1相当額の補助の根拠と、あとの補助を受けられる団体といいますか、個人でもいいのか、あるいは何名以上の団体とか、そういった基準があれば教えてください。

○委員長（林崎竟次郎君）　佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　工藤主任から答弁させます。

○委員長（林崎竟次郎君）　工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君）　お答えします。

まず、事業の内容に関してですが、こちらのほうは地域の農業を将来にわたって牽引していく方というのが対象となっておりまして、個人でも法人の方でも特に制限はございません。ただ、個人の場合ですと、その経営を確認するために青色申告などの申請をしている方で、またその事業の継続性が担保されているということで、後継者の確保がされているということが要件となっております。

以上となります。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） それと、今答弁に欠けていたのが2分の1の根拠というのを、これはもう決められているのか、あるいは今回は2分の1で、その事業に対してそれが3分の1になるとか、あるいは全額になるとか、そういったところを答弁願います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 工藤主任から。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君） お答えいたします。

今回の事業に関しましては、それぞれリース導入費やパイプハウスの導入費などもありまして、そちらも基本的に2分の1補助となっております。

以上です。

〔「2分の1じゃなきゃだめ」と言う人あり〕

○農業振興室主任（工藤久典君） はい、そうです。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、今の答弁で個人でもオーケーということで、こういった補助事業をやりたいというか、農家の方出てくるかと思えますけれども、例えば今青色申告の申告書を提出するとかありましたが、例えば計画とか、そういったものも必要なのか。必要書類とか、あと金額に対して上限があるのかとか、そういったことはどうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君） お答えいたします。

申請に対して計画のほうなのですが、3年後に就農の計画ということで出していただきまして、目標としましては新規の栽培のコストの10%以上の削減か、もしくは販売額の10%以上の増額と



いうのを提出していただき、そこで再生協議会、町と、また国のほうで審査をして承認がおりるような形となっております。

上限となりますが、1 協議会当たり 20 億円というふうになっておりまして、1 協議会となりまして、うちのほうですと宮古地方再生協議会が該当となっております。

以上となります。

○委員長（林崎竟次郎君） 9 番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 今回産地パワーアップ事業という新規事業みたいですが、これ新規ですよ、この事業。そこで、2 分の 1 の補助、そして今度はニンジンを進捗するというようなことのように、まずこの野菜天国おもとというところ、やる人が 4 人ということですが、場所はどこですか。場所はどこら辺でやるのですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 工藤主任。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君） お答えいたします。

現在 20 アール作付している場所が大牛内のほうになっておりまして、ほかの 4 名の方はそれぞれ大牛内と中里のほうで圃場を拡大していく予定となっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 9 番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） ありがとうございます。それで、このニンジンを品目として選んだのは、どういう状況から選んだのか。そして、これについては役場で進捗をしている品目なのかどうか、そこら辺はわかっただらば教えてください。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君） ニンジンが今回採択された理由は、1 番が申請者の方々がニンジンのほうを栽培したいということで、申請のほうが上がってきまして、またその採択の要件なのですが、宮古地方再生協議会のほうでニンジンなどが産地として進捗している品目となっておりますので、そちらのほうでことし計画させていただきました。

以上となります。

○委員長（林崎竟次郎君） 9 番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 今度は、個人というか、農家の人が選んだ品目だというようなことですが、

今までも役場なり、農協なり、宮古の農業協議会というようなところで重点品目というのを決めて一生懸命推進したのです。ハウスの導入なんかも補助を入れたりして、こうやっているわけですが、ニンジンに関しては私も素人なものですから、何も余りわかりませんが、ある程度のことを調べていて、これはやってもらっているのかどうか、そこら辺はいかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ニンジンの品目につきましては、宮古地方の再生協でも品目として挙がっている品種でございますし、加えましてその他県の栽培の指導関係でも沿岸地区の品目にも入っております。普及センター等との情報交換をしながら、生産者においては今後規模拡大しながらしていくと所得も向上できるということで、今回の事業導入、なおかつ共同利用による経費節減等を図りながら産地化を図っていきたいというふうに伺っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 9番。

○委員（菊地弘巳君） これは新しい品目のようだから、すごく期待しています。それに対して、この金額ですか、316万円の事業費、これは4人でやる事業、これはことしは316万円で、来年は何ぼ、その次も何ぼと、これは何回でも補助を受けられる事業なのですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 工藤主任から。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君） お答えします。

こちらの事業費になるのですが、一応見積もりのほうでリース事業者の方から本体価格のほうを提示させていただきまして、承認次第、恐らく10月ごろ機械のほうが導入されると思うので、そのとき、導入されたときに本体価格のみひとまず精算してもらって、あとはリース料を支払っていただくような形になります。

今年度で完結いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 9番。

○委員（菊地弘巳君） この事業は、1回きりの補助事業というような感じですね。例えば今話聞きました、ことしは2反歩でこのぐらいの金額というようなことですが、行く行くはこれ3ヘクタールにして、4人でやるというようなことですから、もっともっと機械代とか、いろいろかかってくると思うのです。そのときに、そういう助成はないのかどうか。もしこれが、3ヘクタ

ールがいいとなったらば10ヘクタールにするとかなってきたときに、もう今回きりの支援で終わ  
りというようなことはちょっと寂しいような気がしますから、もう一度その内容をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

この野菜天国おもとでの事業実施は、今回で一応計画上は一旦終了させていただくことになる  
かと思います。さらに規模拡大により、次のステップ、例えば収穫後の何かが必要だとかという  
ことが生じるのであれば、この10%のコスト削減、あるいは売上高、販売高10%増というものが  
達成できているのであれば、なおかつこの事業が存続しているのであれば、引き続き計画を計上  
して、国のほうに要望ができるかなと思います。今回は野菜天国おもとではございますけれども、  
その他の農家の皆さんでこの事業を活用して、10%コスト削減なりという目標をやって、規模、  
産地化を図りたいというのであれば、受け付けをしながら事業のほうは予算計上していきたいと  
いうふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 町としては新規事業になりますが、産地パワーアップ事業という国の事業  
としてはいつから始まっていますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） この産地パワーアップ事業につきましては、国のT P P対策の  
一環で創設された事業でございますので、平成28年の国の補正からできたのではないかなと思  
います。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 今の説明を聞いている中で、課長、岩泉きのこ産業で今20年を経過した中  
で、エアコンとか修理費が増大している状況にあります。非常にいい事業だなと思って私聞いて  
いまして、これを充てることはできませんか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） キノコについては、この事業の対象品目と国のほうの要綱では  
なっているようではございますけれども、きのこ産業自体が対象となり得るかどうかについては、  
ちょっと資料がございませんので、改めましてご報告をさせていただくことでよろしいでしょう

か。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 先ほど国の事業が、これは前からも議論があるところなのですが、1次産業を主体とする本町にとって、28年度からこの事業がありながら、事業実施がここまでずれ込んでいるということ自体問題があると思いませんか。担当課として、この事業が出たときにいち早く28年度時点で農業者全般に広めるという努力をすべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁いたします。

委員ご指摘のとおりかと思われまますけれども、28年の国の補正でこれは創設された事業でございますが、まさにその時期におきましては台風10号災害により農地が全て土砂をかぶったりとか、流出したりという状況がございました。事業の案内自体は、各関係機関のほうでも事業案内はしてございますけれども、そういった状況もありましたので、今回農地復旧が一段落ついた状況ですので、申し込みが出てきたという形かなと思われまます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 非常によくわかりました。

最後に、要望として言っておきたいのですが、先ほどのキノコが品目としては該当になると。ただ、事業主体として第三セクターがどうなのかという部分があるかと思いますが、何とか曲げて曲げて努力していただくように要望して、終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 議論を聞いていて、答弁聞いていて、非常にいい事業で、1次産業の皆さんもやりがいを感じる事業だろうなと思っているところなのですが、結局2反歩で現状どの程度の収量で、販売額までわかれば開示してほしいのですが、将来的に4ヘクタールまで広げていったときに、出口戦略というのは当然生産者がやると、自己責任、自己完結型なのですよというところも、やはりきちんと生産者にも説明をしなければならないと思うのですが、その解釈でよろしいかどうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の趣旨でございますけれども、出荷の関係なのかなと思

いますが、今回の野菜天国おもとの皆さんは、現在の方もそうですけれども、1名の方、農協のほうの出荷をとられてございます。規模拡大しながらという今後の出荷についても、同様の出荷形態になるかなと思われま。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番。

○委員（三田地久志君） 系統出荷ということで了解はしました。

これはトラクターにつけるアタッチメントということ、単体が土を掘りながらやるのではなくて、トラクターにつけるのですよね。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） トラクターのアタッチメントではなく、自走式のものになります。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番。

○委員（三田地泰正君） ご案内のように、いろいろ意見が出たのですが、私も一昨年台風で岩泉町は大変な目に遭っている、そして農地もようやく復元して、こういう姿で、それこそ若い世代が新しい分野に挑戦するというのは大歓迎なわけございまして、それで問題はニンジンだけではないと思うのです。いわゆる終年の夏秋野菜なりの作付体系を話ししてもらえば一番わかるわけだ。まさかニンジンで300万円もこの機械代を上げるとは、単年度では到底無理な話だと思うので、できればこの方々が終年どのような作付体系でいくのか、知っている範囲で話をしてもらって、そして肝心なことはいろいろ皆さんから心配なり、激励の話が出たのですが、やはりこういう組織はこれからの基幹産業を背負って立つ世代なわけだから、役場も最後まで応援して、ぜひ目的達成するように、私は責務があると思うのです。その方向性についてと作付体系についてご答弁を願います。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えさせていただきます。

野菜天国おもとの4名の皆さんの栽培は、現在ニンジンのほかにブロッコリーの栽培、あとは大根の作付、キュウリの栽培、露地キュウリの栽培を行っております。それぞれめいめいの品目で栽培している状況ですけれども、このニンジンを一つのチームでの取り組みとして規模拡大していくというふうに向っておりますし、栽培についても集中的なものではなくて、通年で栽培体

系が組める体系で今普及所のほうの指導も入ってございますので、そういった形で進むかなというふうに思っています。

あと、町の今後のかかわりについてでございますが、もちろん事業導入をうちのほうも審査しながら国のほうに要望した経緯もございますし、これからの地域農業のモデル的なケースにも当然なっていくかと思われますので、こちらのほうの監督指導、注目しながらしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私も1点、この事業、先ほど課長の答弁で2アールが3ヘクタールになってもということで、国の制度があればというふうに答弁いただきました。いずれどなたかもお話ししているように、この事業は第1次産業の振興であり、後継者という言葉も出ていましたので、もし国の制度、県の制度が時限立法でなくなったとしても、生産者が特別に生産拡大をしたり、目的どおり達している場合は、制度がなかったら町の制度もつくりながら、継続をして農業振興を図るべきだと思いますが、現時点では何年か先のことなので、答えづらいと思いますが、ただその意気込みをお持ちいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。この事業につきましては、T P P対策ですので、国が予算を補正で計上しましたけれども、地域の要望が強ければ随時補正している状況です。ですが、それがいつまでという今の情報はございませんので、それに関してはどうなるか私もわかりませんが、このほかに国のほうでは中山間地域を対象とした農業振興のメニューが幾つかございます。こちらのほうについては、T P P対策というよりも、地域の定住化とか、あるいは地域農業振興ということで、中山間地域、町は全域中山間地域に指定されておりますので、こちらの事業を活用するという事も考えられます。

いずれにしても、町としては自主財源が乏しい状況ですので、国の制度を当然活用しながら、町独自にメニューをつくりながら、当然かさ上げ等の検討もしながら、事業の仕組みをつくってまいりたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君）　ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君）　進みます。3項水産業費、1目水産総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君）　2目、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　それでは、新規事業概要書の資料の4ページをお開き願いたいと思います。

地域再生営漁活動支援事業についてご説明いたします。この事業の目的は、小本地域の特産物であるサケの加工品を製造するための資材を整備し、東日本大震災により被災した地域漁業の再生を支援するものでございます。

事業実施主体につきましては、小本浜漁業協同組合様で、内容につきましてはサケの3枚おろし冷凍保存用資材の購入費につきまして、税抜き価格の3分の1を補助するものでございます。

財源につきましては、その他の特財となっておりますけれども、震災復興基金を全額活用することとしてございます。

なお、同じくこの事業費の3分の1を県においても別途事業実施主体のほうへ補助する予定になっていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君）　説明が終わりました。

2目水産振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君）　なしと認めます。

昼食及び諸会議のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時00分）

---

再開（午後 1時30分）

○委員長（林崎竟次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、議案第2号の審査を行います。14ページをお開きください。

---

◎答弁の保留

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 午前中の審議におきまして、13番委員から産地パワーアップ事業に係る答弁保留がありましたので、答弁をさせていただきます。

先ほど産地パワーアップ事業におきまして、キノコが品目として該当になるというふうにお伝えしました。本件につきまして詳細をちょっと確認しましたところ、シイタケ、キノコについては品目として該当することとなっておりますけれども、あわせて野菜等の振興作物を栽培する必要があるというような条件が付されているようでございますので、修正して報告させていただきます。

2点目の事業実施主体はきのこ産業が可能かどうかという件につきましては、中小企業であれば民間の企業も対象になるということでございましたので、以上報告させていただきます。

○委員長（林崎竟次郎君） ありがとうございます。

---

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ここでお伺いしますが、平成30年度の南部牛追唄全国大会の開催要綱を見させてもらいましたが、この中で大会構成役員は、きのこ産業は社長が交代したように聞かれています。この記載で間違いないかどうか、これでいいのかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

そちらにつきましては、変更前の時期に制作された要綱でございます。当日には、変更した部分で皆様にお渡ししたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。質疑ありませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 4目観光施設費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。7款土木費、1項土木管理費。

ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） ここで、新規事業の概要を説明させていただきます。

5ページになります。国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会事業ということで、事業実施主体は大川地区道路整備促進期成同盟会となります。内容につきましては、押角トンネルが予定どおり平成32年度供用開始ということで、今事業のほうは順調に進んでおるということで伺っております。ただ、押角トンネルの前後、この改良が進んでおらず、まだ事業化になっておりません。この事業化に向けまして、国道340号のほうでは今までも要望等を続けてきておりますが、さらにこれを強化し、住民総決起大会という形でもっとアピールをしていきたいということで、今回この事業を行うこととしております。

事業は、平成30年11月3日土曜日、この日は文化の日で祝日となりますけれども、この日午前11時から町民会館において行う予定としております。参加動員は800人程度ということで、これは町民会館の収容人員の関係でこういう人数にしておりますが、今後立ち見等も含め、いろいろな人数の募集というか、参加のほうは検討してまいりたいというふうに考えております。

事業費につきましては240万円、事業の内訳ですが、これは各地区から参加いただく方のバスの借上料と、あわせて昼にかかりますので、参加者のお弁当代ということで考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

1目土木総務費に入ります。質疑はありませんか。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ただいま説明がありました国道340号の宮古岩泉線の総決起大会についてであります。これまでも要望活動をしながらか、そして昨年度に引き続いて今年度も、その前もあつたわけではありますが、今年度も住民大会を開催すると、そしてアピールして整備に向けるというこの今の説明でありました。台風の災害復旧等々で、その対応に追われている中にもかかわ

らず、昨年、そして今年度と、この大会を開催していただくということで、敬意というか、御礼申し上げます。よろしくどうぞお願いします。

それで、よりアピールというか効果を上げるためにということもありますけれども、お客さんというか来賓、まず県知事もそうでありますけれども、あとは国の東北整備局長とか、あるいは大臣含めて国会議員、それについてご案内して、ぜひ出席してもらおうようにやっていただければと思いますし、それから今話がありました、説明がありました 800 人、町民会館の定数等々いろいろあるようでもありますけれども、去年は 1,050 人でしたか、そういうこともありますので、これらについても工夫しながらやっていただいて、よりアピールしていただければと、そういうふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。もし答弁ありましたらお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今委員のほうからご案内のありましたとおり、これまでも要望等は続けてきておりますが、さらに強力にアピールするという意味で、今年度も住民総決起大会を開催いたします。これは、国、県のほうに声が届かないとどうにもなりませんので、国、県に声が届くように、やはりその辺の方々、呼ぶ部分につきましては、340 号の同盟会の会長、宮古市長になっておりますので、宮古市ともその辺は協議をしながら、ぜひその人数も含めまして、強力にアピールできるような住民大会にしたいと考えております。よろしくお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。2 項道路橋梁費、2 目道路維持費。ありませんか。

4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここの道路維持費、19 節、9 橋の生活道分でありますけれども、個人負担が 1 割、この 9 橋の中で個人負担が一番高いのは幾らかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回予定しております予算の中身につきましては、もう既に今年度予算、当初予算の中で 3 橋は完了しております。今もう既にこちらのほうに申し込みというか、相談があるのが七、八橋ぐらいあるような状況です。1 橋当たりが大体 300 万円ぐらいということですので、1 人当たりの負担金としては 30 万円以内というような形で今のところは進んでおりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 1人当たり30万円であれば、出費もさほどではないのですが、可能とは思いますが、過日新聞でもありました、橋長が長くなると1,000万円以上超えてくると。そうなるのと、個人負担100万円を超してくるわけですが、ここで個人負担の上限を例えば100万円にして、あと2,000万円かかっても100万円とすると、そういうような考えはあるかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現状では、住民の皆様にもお示しておりますが、1,000万円上限、そうすると個人負担は100万円という形になります。我々のほうで調査している73橋の中で、ほとんどが100万円から300万円というあたりではかかる橋になっているかとは思っておりました。ただ、金額の大きい橋というのが安家の下流側のほうに4橋ほどございます。実は、この4橋の中でもお一人、もう既にご相談に来ていただいている方がおまして、そちらのほうもできるだけ安価にという形で、個人負担を加えながらもやる方向で今取り組んでおりました。それ以外の方については、今のところちょっと橋梁をかけるという相談のところまではまだ行っていないのですが、いろいろとこの辺は相談に乗りながらやっていくと。我々のほうでは、今の現状でほとんど8割方の橋の本数は、8割、9割のところは行くのではないかなと。皆さんできるだけ安価にということで、その辺はきめ細かく我々のほうも相談に乗っているつもりでございます。この中で、今の災害復旧とあわせて、これから2年か3年ぐらいの間だと思っておりますが、できるだけ生活橋のほうも進めながらということで、今の中で考えておりました。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 確認をします。予算が3,000万円で、1人当たりの負担金が30万円平均ということになれば、1割負担ではなくて1%負担というふうなことに受けとめられますが、聞き違いかどうかお願いします。3,000万円の事業費であれば、1割負担ですから、1橋当たり300万円になるのではないかなという単純計算ですが、そうではないですか。お願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 補助金を9割補助という形になります。今平均という話でさせてもらいましたが、個人負担は1割を負担していただくと。9割は町のほうで負担しますと。この補助金の分が3,000万円ありますよと。なので、掛け算して9橋から10橋ぐらいと

というような予算の見積もりかと思っておりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 新規事業の概要説明でございます。

6 ページとなります。事業が安家川河川災害復旧等関連緊急事業ということで、事業実施主体は岩手県となります。

事業ですけれども、河川改修に伴う橋梁のかけかえ、これにつきまして町管理の橋梁の拡幅分を町のほうで負担するというものでございます。今回の事業につきましては、町負担の生じる橋が安家川で安家橋と大正橋の2橋となります。それぞれ安家橋が2,660万円、大正橋が2,620万円、合わせて町負担が5,280万円ということで、今回計上させていただいております。

財源につきましては、社会資本整備総合交付金が補助率0.595で3,141万6,000円、残り過疎対策事業債で2,130万円となります。

今回安家橋の2橋分でございますが、これから小本川につきましても橋梁のかけかえがございます。全部で安家川、小本川で15橋のかけかえが生じると。その中で、安家川で2橋、小本川で3橋の負担金が生じる見込みでございます。これにつきましては、県のほうの設計ができてきますと負担額が決まりまして、それが町のほうに示されるという形になっております。今回は、安家川の2橋となります。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

3目道路新設改良費に入ります。質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 町の負担が出るということは、町の意見も出すにいいというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これにつきましては、基本的に今回かけかえになる橋というのは全て、15橋が町管理の橋、町道の橋ということになります。それが県の河川改修に

伴いまして、例えば安家川で言えば31メートルの橋が53メートルになると。このかけかえについては、県の改修ですので、県でやっていただくと。その中で、町の負担という分が一部の拡幅分ということになります。今まで狭かった安家橋の3メートル、これが今の標準の断面では4メートルという橋になりますので、その1メートル分の拡幅分について町負担という形です。これは、町負担、例えば2車線、3車線の橋にしたいとなれば、これはそれなりの数億円という負担金が出るということにはなるとは思います、実際現実的にはこの橋については、その橋の許可条件であるとか、構造令とか、さまざまな要件がありますので、こういった形かなと思っておりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 今これを聞いたのは、これから小本川のほうでもそういうことが出てくると。その場合に、基本的に県の設計を主体として進んでいるかと思えます。そうすると、小本川でそういう拡幅による町の負担分が発生したときに、実はその地域から聞いてみると、増幅分は要りませんよということが出てくる可能性はあるかと思えますが、その場合に町の意見というのは入り込むすきがあるのかどうかということですが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これは、県のほうでも河川の説明会等もさまざまこれまで行ってきております。今も進んでいるような状況でございます。その中で、出ている意見も踏まえて設計は進んでいると考えておりますので、これから出てくる分がどうなるかというのはちょっと疑問なところもありますが、今の現状ではそういったのを踏まえた設計になっていると承知しておりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3項河川費、1目河川総務費。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 河川費そのものの予算は賛成であります、たまたま河川工事の関係で土木の説明がありました。そのときに、この改修工事の図面を見たときに、この河川にかかわって中里橋から、今瓦れきが置かれている中里広場ですか、小野新の工場の前のところが逆L型に、ちょっと角度がきつい道路になっています。あの図面を見せられれば、この際県のほうから許し

てもらえれば、真っすぐにしてもらえる最高の機会ではないかなと思っていましたので、町のほうとしてはそれを要請する考えはないかお伺いします。

○委員長（林崎寛次郎君） 佐々木課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 中里の部分につきましては、今後河川の埋塞土砂の上げた土砂についても中里の町有地を活用しようという考えも県のほうではあるようです。あわせて、これまであそこの国道は、中里橋のところはバス停が危険で設けられなくて、もうちょっと直線の小本川寄りのところに設けたりというのがあります。あと、林ノ下のほうでは事故もあつたりということで、ここの道路はこの河川の工事、これとあわせて、できれば我々も中里橋から林ノ下まで直線で、河川の堤防と同様に使いながら兼用できないかということで、これは町長含めまして県のほうとも協議をしたり、要望という形でもやっておりますので、ぜひここは皆様方のご協力もいただきながら、実現に向けて動いていきたいなというふうに考えておりました。

以上です。

○委員長（林崎寛次郎君） 進みます。6項住宅費、3目住宅復興整備事業費、質疑ありませんか。

8番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） この場での質問がいいかなと思いますので。一昨日住宅について質問いたしました。そのとき、中居町長、それから末村副町長、それから地域整備課長から答弁をいただきました。私の今の質問のままでは、大変厳しいというような格好の答弁はいただきました。ただし、まず住宅については幅を広げて検討していくというような町長からの答弁もあったものですから、何とか町の方針を決めていくためには、町長を初め各課長さん等がいろいろ検討すると思いますので、いい方向に皆さんで認識を持っていただきたいというお願いでございます。

と申しますのも、国で最初に出したのが地方創生ということで、皆さんもご存じだと思うのですが、地方をつくるということでございます。そして、少子化、人口減については、国では地方から立て直そうということで、皆さんも立て直そうという、簡単に受けるかもしれませんが、私は国のほうの考えに少し疑問があったものですから、この資料にもあったのですが、一昨日は言いませんでした。そして、まず理由は、都会では子育て環境の難しさ、いろいろあるわけですが、表題目で申していきますと、その理由はまずアパート暮らしが多い、そして結婚しても子育てスペースがないと。こっちのほうだって完全にあるわけではないと思うのですけれども、特に私が

疑問に思ったのは、共稼ぎで育児に時間と余裕がないと。これは、この岩泉、当地でも共稼ぎの人たちは多くなっています。それに手伝う子供もいなくなって、高齢者が頑張っているのです。ですから、ここら辺を皆さんからも再認識して、我々もやはりその分についても子供を何とかふやしていただいて、ふやすというのはちょっと問題になる言葉なのかな、そこら辺はご勘弁いただきたいのですが、それで町でも全然住宅については対策をやっていないわけではございません。今までも、ずっと前から町営住宅もあります。そして、災害がふえて災害住宅、それから定住促進住宅、子育て住宅と、それぞれやっているわけでございます。ただ、私が選挙で町議会議員になってから、これは平成17年に町議会議員になったわけですが、見て歩くと、沿岸のほうを初め、ずっと内陸のほうの生活環境、住宅にかなり格差があるなと思いました。それで、何とかこれをやっていかなければならないというのが私の気持ちでございます。

その前に、私はまずおやじが岩泉出身だったものですから、その当時はかなり人口が多かったわけです、岩泉町に。というのは、明治乳業、これ今はありませんけれども、東北電力がありますけれども、今は管理が人間的管理でなく機械管理になったものですから、これが大変になってきたわけなのです。ということは、かなり人口がふえているときは、周りの農家でも何でもいろいろ、我々もそうなのですが、海のものでも何でも岩泉に持ってくれば買っていただいて、収入が多分にあったわけです。今度はそういうのがなくなったものですから、やはり何としても人口減少を食い止めるには、今頑張っている皆さんに町のほうで住宅に対して、これは住宅ばかりではなく、それぞれその施策はやっているようでございますが、やはり何といたって生活の基盤をつくっていただきたい。これは、本当に17年ごろから私もこれをずっとやっておけばよかったのですが、平成26年からそれを私は一般質問でやっていますけれども、そこら辺を、今私は8番ですが、7番、8番で行ったり来たりした人間でございますが、私を好きでなくても、皆さんは町の職員ですから、やっぱり町民のために頑張っていただきたい。ただ、あなたのことはちょっとおかしいのではないかと思うかもしれませんが、私の考えはとりあえず生活の環境、住宅を整備していただいて、何とか基盤を整えて、それこそ町民の、今頑張っている皆さんの手助けをするという考えで言っておりますので、何とか再度その点についてもご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 一昨日の一般質問の中でも議員のほうからありまし

て、熱意というか、その真剣さというのは伝わってきております。我々もこの住宅対策のみならず、定住対策、子育て、こういったのは重要な政策だと思っておりますとか、重要な政策です。

町長のほうからもございましたが、やはり幅を広げてというのは、いろんな政策がこれからあると。例えば宅地の分譲で定住、あとは格安の住宅、例えばその譲渡、差し上げられるような住宅、さまざまな政策があると思います。これを早急に、真剣にここは取り組むというような形で、早々に人口減少を食い止めるという意味でもいろいろあがいていかなければならないことだと思っておりますので、早々にこの辺を固めながら実施をして、形としてどんどん町民の皆さんに見てもらえるような形にしていきたいと思います。皆さん、町民の方々も不安な部分もあると思っておりますので、我々も町民のためと思ってやっておりますので、ここは真剣に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番。

○委員（三田地和彦君） まず、これは本当に慎重にしていかなければならないというのは、一昨日の代表監査委員、佐々木監査委員と、監査の調書にもありましたとおり、町営住宅の使用料、これの未済額がふえているということの指摘が書いておりました。私も監査委員やったときは、まずこういう事業をやるとリスクが伴うなということは考えていますが、やはり今度は誰でも希望した人がオーケーになるということは、これは無理かと思えます。先ほどの農業の関係でも、何をやるといっても青色申告の中身を見れば大体その人の経営内容がわかるわけなので、そこら辺の選択が一番厳しいのかなと思っております。誰でも彼でも100%希望すれば、100%の方がこの住宅に入れるというような認識ではなく、そこら辺はやっぱり厳しく精査して、事業の進め方を何とかお願いしたいと思いますので、ここにおる皆さんも、それなりに私も本当にこれはいいことだなと思って自分もやっておりますので、何とかそこら辺の意を酌んでいただいて、何とか検討していただいて、前向きに進めていただきたいと。これは要望としてお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4目災害公営住宅整備事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。席がえはよろしいですか。席がえをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、4目へき地教育支援センター運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2項小学校費、2目教育振興費。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 教育振興費で伺います。

先般岩泉球場サブグラウンドにおいてスポ少の新人戦兼会長杯をやられたようですが、私も立場上、行って観戦したり応援したのですが、その際、3塁側のほうですが、選手なり監督、コーチのベンチがあるわけですが、そのまた延長線上、外野方向に向かって応援団が陣地というか、応援の席を設けるのです。そこで、ホームベースから選手のベンチの裏、いわゆる国道との境ですか、そこが私から見れば非常に未整備で、そして小さい子供も応援に行っているのですが、実は父母会のほうからもこれは危険だということで、何とか担当課のほうに話をつないでくれというところで話をさせていただきますが、国道との間が、いわゆる球場との間が、それこそ砂利なり土なりで、何となく応援の父母会の方々が通うにも大変な場所だなというふうに感じておりましたので。あわせて選手から見れば、国道のほうに車が走るわけだ。それで、やっぱり目ざわりな部分があるらしいのです。前にも、本球場のときも、ふれあいランドに行く車が邪魔だということで、木の目隠しをした経過もあるのですが、今回もそういう方向で現地を確認してもらって、そして安全なスポーツ施設にするように父母会のほうからも要望がありましたので、ひとつ検討するように。あるいはまた、現地を見て確認をしていたならば、その現状なり方向性についてご見解をお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） それでは、ご質問にお答えします。

まず、球場、そしてその周辺につきましては台風で被災をしたわけでございますけれども、野球愛好者の皆様に一日でも早く使っていただきたいということで、復旧工事、もとの姿に戻すということで整備をまいりました。

委員からご指摘がありました件につきましては、サブグラウンドは5月から使用しているわけですが、利用している団体さん、あとは施設を管理していただいている方々の声を聞き、さらに協会関係者の方からも要望をいただいておりますので、それも含めて現地を確認の上、対

応していきたいと。あとは道路の部分もありますので、道路の管理者である県とも連携をとりながら対応して、良好な競技ができる環境づくりに努めていきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番。

○委員（三田地泰正君） 次に、12月の議会であれば余り期間がないということで、今回の議会でも方向性を伺いたいと思いますが、実は成人式の件でございますが、ご案内のように成人年齢が18歳に引き下げられたわけだ。そこで、今までは20歳ということで、皆さんが何も考えなくて成人式を迎えたわけですが、今度は18歳が入ってくるわけ。そこで、来年の成人式はこの18歳対応についてどのような方向で開催するお考えなのか、その点について伺います。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 成人式の関係でございますけれども、委員ご指摘のように改正民法のほうでは成人年齢が20歳から18歳に引き下げということで決まったわけではございますが、こちらの施行のほうは2022年の4月からということで予定をされておりますので、次の成人式につきましては当面これまでどおりということで考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの球場の関連で伺いますが、本グラウンドのほうの工事が終わってから、次の整備が終わってから芝生の間までにしばらく時間がありました。結果相当の草が茂って、そしてきれいにはなりましたが、あの草の種子というか、あれが今度植えた芝生に対してのいたずらというか、そういうのはないこととして、芝生に影響がないかどうかというのは検討なされたかどうか、いかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 旬なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。実は、球場の外野のほうの芝の工事が残っていたのですけれども、きのうまでの日程で芝張りの作業が終わりまして、きょう午前中、担当者のほうが現場を確認しております。あとは、これから養生に入るわけですが、その芝の管理に当たっては、雑草は生えていたのですが、一旦きれいにして、さらにその上に芝を敷いていますので、今後は雑草等も含めて良好な管理に努めていきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、2 目林業施設災害復旧費、質疑はありませんか。

2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここで林道の整備についてお尋ねしますが、まずここで林道小災害の復旧工事ということで、地方債 800 万円ほども財源内訳として入れておりますけれども、まず最初にこの地方債の中身についてご説明願えればなと思います。

○総務課長（應家義政君） 山崎財政管財室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎財政管財室長。

○財政管財室長（山崎正道君） それでは、地方債の種類でございますけれども、林業施設の災害復旧事業債、こちらのほうを充当する予定としております。こちらにつきましては、一般単独災害復旧事業債でございまして、充当率が 65%、そして地方債の交付税の算入率でございますけれども、こちらは財政力補正によりまして 47.5%から 85.5%の間で措置されるものとなっております。町の今の財政力で考えますと、単年度の償還が 6,000 万円程度の償還でいけば 85.5%のマックスの算入率になるということでございます。今回の補正の分だけ見ますと、そこには遠く及ばない数字でございますが、今までの災害復旧での既発債等もございますので、その辺のところを勘案しながら償還計画のほうをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 2 番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。そうしますと、前から言われております林道の災害査定に出さなかったと申しましょうか、まだ未整備で上げられなかったこと等々があるわけではありますけれども、それに対していろいろ作戦は練っているようでありますが、今までのご答弁ですと直営でやりますと、それ以外に答えられないのもあろうかとは思いますが、やりますということでありました。

そうしますと、今度は、そうはいつでもそれだけでは、急いで整備したいという方もいるかと思っておりますので、待ってもらえる人はできるだけ待ってもらおうということもあるかとは思いますが、そうしますと補助にならなかったところについては、起債、地方債を入れての整備も今後考えていくと、整備に当たって組み入れて考えていくということによろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今地方債の関係、財政のほうから説明がありました  
が、今回1,000万円補正させていただきまして、通計で2,000万円で、この起債の対象となる小  
災害につきましては、ちょっと制度上の話でございますけれども、1カ所当たり40万円未満の工  
事について対象になるということになっておりまして、今回我々のほうでも林道のほうは河川の  
埋塞土砂等を利用しながら直してはおるわけですが、1カ所当たり40万円といいますと、  
これが現場のほうでも事務もかなりのボリューム感になって、なかなかはかどらないというこ  
ろもあるのですが、ただ補助災に加えまして財源はやはりこういったものを利用しなければ、単  
独費だけでやっていくというわけにはいきませんので、できるだけこういった起債対象の小災害  
も使いながら直していくという方針ではおりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。そうしますと、今のように組み合わせて、町の場  
合の交付税算入の基準財政需要額、これに85%も入るということでもありますので、組み合わせて  
やっていくと。借金がどんどんふえれば償還で、その面はあろうかと思いますが、公債費比率  
等々はまだ岩泉はいいわけにありますので、有利な財源を使ってやっていくということだろうと  
は思いますが、よろしく願います。

ただ、1カ所40万円だけであれば、補助災害の補完する事業のようなことかなと思いますが、  
やりづらい面もあろうかと思えますけれども、組み合わせてやるということでもありますので、ひ  
とつ林道のほうにも、住宅等々が今佳境に来ておりますけれども、次にこれらのほうにも目を向  
けて、整備にも目を向けていただければと、そのように思います。よろしく願います。

○委員長（林崎竟次郎君） 要望ですね。

進んでいいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害  
復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。11款公債費、1項公債費、1目元金。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この通計で5億円弱の償還、台風に係るものなのですが、これは繰り上げ償還か何か、そうではなくて。随分額が大きいなと思って。

○総務課長（應家義政君） 山崎財政管財室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎財政管財室長。

○財政管財室長（山崎正道君） お答えいたします。

こちらにつきましては、委員から今お話がありましたとおり、繰り上げ償還の分が入っております。その分につきましては、自治振興基金、こちら県の貸付金なのですが、こちらの部分は交付税算入がゼロ%なのですが、町のほうで平成28年度、発災当初のころ、資金繰りもどうなるかわからないという見通しでありましたことから、県のほうで通常であれば利子を取るところを無利子で資金貸付をしますと、ただ3年間で返してくださいといった資金が入ってございまして、そちらの分が多いところを占めているのですが、その繰り上げ償還の分につきましては1億8,000万円入っております。この分につきましては岩泉乳業、先ほど前段のほうで、総務課長のほうから説明があったところではありますが、9ページの雑入で5億2,500万円の公有建物共済金が入っておりますけれども、こちらの額が起債を借りの時点ではまだ確定しておりませんでしたので、県のほうと相談しまして、県のほうでは岩泉町に貸す枠の分、マックス借りてもらって構わないですよと、そのかわり共済金が確定したらば、過剰になっている分、事業費に比べて多くなっている分は返してちょうだいということを言われておりまして、それが今回の共済金が確定したことによりまして1億8,000万円超過しているという分も含めての補正になってございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、1億8,000万円以外の分の償還の内容。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎財政管財室長。

○財政管財室長（山崎正道君） 残りの分につきましては、通常の償還スケジュールにのっとりた災害復旧事業債の台風関連の部分での償還というものでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。歳入は8ページをお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2項国庫補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 3項国庫委託金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 14款県支出金、1項県負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 2項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 17款繰入金、2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 18款繰越金、1項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 19款諸収入、4項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 20款町債、1項町債、質疑ありませんか。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 濟みません、地方債のところちょっと私聞きなれないのがありますので。

3目の安家地区の複合施設整備事業に使っている緊急防災・減災事業債、これの内容、これも交付税算入等ありますか、内容について。

○総務課長（應家義政君） 山崎財政管財室長。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎財政管財室長。

○財政管財室長（山崎正道君） それでは、お答えいたします。

緊急防災・減災事業債でございますけれども、こちらにつきましては大規模災害時の防災、減災対策のために必要な施設の整備ですとか、あとは大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網構築とかといったところで、消防庁のほうで対象となるような事業をま

た細かくつくっている部分があるのですけれども、それに基づいた事業について地方債を充てられます、こちらの事業債を充てられますよという制度になっております。こちらの事業債の交付税算入率につきましては、過疎債と同じく70%ということになっております。今回安家地区の複合施設を整備するに当たりまして、避難所施設となります集会施設の部分について、こちらの地方債のほうを充当したいというふうな計画になっておるところでございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正に入ります。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（林崎竟次郎君） 続いて、議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

席がえをお願いいたします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第3号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

最初に、事業勘定から説明をいたしたいと思いますが、3ページをお開き願います。歳出では、8款1項5目の23節で国庫負担金等精算返還金、前年度の精算返還金を計上させていただいております。

歳入は、前年度繰越金を充当させていただいております。

次に、6ページをお開き願います。診療施設勘定の歳出では、1款1項1目11節で修繕料58万8,000円、これは診療車の暖房機の修理でございます。

歳入では、繰越金を充当させていただいております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案者の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、事業勘定を歳入歳出一括で、診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定を歳入歳出一括で、診療施設勘定を歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから事業勘定の歳入歳出の質疑を行います。3ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） なければ、事業勘定の歳入歳出の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入歳出の質疑を行います。6ページをお開きください。質疑はありま



せんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（林崎竟次郎君） 続いて、議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

4ページ、一番裏でございますけれども、お開き願います。歳出では、3款1項2目18節で備品購入費、地域包括支援センター車両購入で121万3,000円をお願いしてございますし、5款1項3目23節で、昨年の国庫支出金等の精算返還金といたしまして566万4,000円を計上させていただいております。

歳入の主なものとしましては、7款1項1目の繰越金、前年度繰越金603万1,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案者の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、事業勘定について歳入歳出一括で審査したいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定について歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから質疑を行います。3ページから4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いします。

---

◎議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○委員長（林崎竟次郎君） 議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきますが、3ページをお開き願います。歳出では、1款1項1目23節で過誤納還付金31万4,000円をお願いしてございます。これは、6世帯分の還付金でございます。

次に、1款2項1目の15節で簡易水道施設維持小工事1,727万9,000円をお願いしてございま

すが、これは災害公営住宅のメーター器の設置工事となっております。

歳入でございますけれども、6款1項1目で前年度繰越金2,041万4,000円をお願いしてございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案者の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから質疑を行います。3ページをお開きください。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 23節の6世帯分という31万4,000円ということは、1世帯平均5万円になりますが、この内容についてお知らせをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三田地上下水道課長。

○上下水道課長（三田地 健君） お答えします。

災害を受けた皆さんへの分岐負担金を還付するものです。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

---

◎閉会の宣告

○委員長（林崎竟次郎君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 2時35分）



岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

平成30年第3回岩泉町議会定例会

条例補正予算等審査特別委員会委員長

林 崎 竟 次 郎

---